

第18回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年12月20日（月）午後1時30分
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

- (1) 報告第1号 農地利用状況調査（農地パトロール）の結果について
- (2) 報告第2号 農地法第4条の規定による許可について
- (3) 報告第3号 農地法第5条の規定による許可について
- (4) 議案第1号 農用地利用集積計画について
- (5) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (6) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (7) 議案第4号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について
- (8) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (9) 議案第6号 非農地証明願について
- (10) 議案第7号 大田原市空き家等に付属した農地の別段面積取扱基準の設定について
- (11) 議案第8号 大田原市農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

5 出席委員（16名）（法律第27条第3項規定）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 津久井 勝之 | 2番 笹沼 保治 | 3番 秋本 則夫 |
| 4番 瀧田 歌子 | 5番 佐藤 孝 | 6番 唐橋 洋子 |
| 7番 助川 悦夫 | 8番 阿見 芳 | 9番 高瀬 隆至 |
| 10番 郡司 裕一 | 11番 屋代 幸子 | 12番 森 隆道 |
| 14番 越沼 良 | 15番 鈴木 賢一 | 16番 相馬 和恵 |
| 17番 木村 光一 | | |

6 欠席委員（1名） 13番 荒井 一夫

7 参加した農地利用最適化推進委員（7名）

大田原地区：斎藤 信雄 木下 伸一

親園地区：森 浩一 岩城 善広 福原 正浩 藤田 信一

金田地区：松本 光正

8 本会に出席した職員

- (1) 農業委員会事務局長 宇津野 豊
- (2) 総括主幹兼農業振興係長 伊藤 甲文
- (3) 総括主幹兼農地調整係長 菊池 貞浩

- (4) 農地調整係主査 松本 武久
(5) 農地調整係主事 長谷川 慎弥
(6) 農政課農政係主査 菊池 琴乃

9 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局（宇津野 豊） それでは鈴木職代のごあいさつをお願いします。

議長（鈴木 賢一） <あいさつ>

ただ今の出席委員は15名であり、定足数を満たしております。また、今月は大田原地区ほかの推進委員が出席しております。ただいまから第18回農業委員会総会を開催いたします。

それでは議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長（鈴木 賢一） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、1番津久井委員、2番笹沼委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の伊藤係長をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

報告第1号「農地利用状況調査（農地パトロール）の結果について」を上程いたします。事務局から説明を願います。

事務局（松本 武久） <総会資料説明 4ページ>

議長（鈴木 賢一） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（鈴木 賢一） 推進委員から何かございますか。

<挙手なし>

議長（鈴木 賢一） 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に報告第2号「農地法第4条の規定による許可について」を上程します。報告件数は1件です。事務局から説明を願います。

事務局（松本 武久） <総会資料説明 5ページ>

議長（鈴木 賢一） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（鈴木 賢一） 推進委員から何かございますか。

<挙手なし>

議長（鈴木 賢一） 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

次に報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。報告件数は3件です。事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料説明 6~8 ページ>

議長 (鈴木 賢一) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (鈴木 賢一) 推進委員から何かございますか。

<挙手なし>

議長 (鈴木 賢一) 質疑がないようですので、報告第3号を終わります。

次に議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程します。

本議案中に、議事参与に該当する案件がありますことから、1番津久井委員、10番郡司委員は退室願います。

<津久井委員、郡司委員退室>

議長 (鈴木 賢一) 事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 琴乃) <総会資料説明 9~23ページ>

利用権設定等促進事業 計 102件

農地中間管理機構特例事業 計 1件

農地中間管理事業 計 7件

議長 (鈴木 賢一) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (鈴木 賢一) 推進委員からの意見はございませんか。

<挙手なし>

議長 (鈴木 賢一) それでは質疑等がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (鈴木 賢一) 全委員賛成と認めます。議案第1号は原案のとおり承認することといたします。

議案審議終了により1番津久井委員、10番郡司委員の入室を認めます。

<津久井委員、郡司委員入室>

議長 (鈴木 賢一) 次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は3件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料説明 24 ページ>

議長 (鈴木 賢一) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報

告願います。津久井委員。

現地調査担当委員（津久井勝之） 去る12月15日に事務局とともに現地調査班第1班が現地調査を行いましたので、代表いたしましてその調査結果をご報告いたします。

ただ今の農地法第3条の規定による許可申請3件について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題は無いと思われます。以上、ご報告いたします。

議長（鈴木 賢一） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（鈴木 賢一） 推進委員からの意見はございませんか。

<挙手なし>

議長（鈴木 賢一） それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（鈴木 賢一） 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（長谷川慎弥） <総会資料説明 25～29 ページ及び追加資料>

議長（鈴木 賢一） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員（津久井勝之） 調査結果についてご報告いたします。

番号1ですが、すでに宅地の一部として利用されています。南を除く3方向は、宅地や水路となっており、残る南側の農地も会社敷地として利用される見込みであり、周辺農地への影響もないことから、許可することに何ら問題はないと思われます。

番号2ですが、現在農地として利用されています。分家住宅建築と屋敷への接続道路の拡張ということですが、いずれの農地も既存宅地に接続されており、周辺農地への影響もほぼないと見ております。許可することに何ら問題はないと思われます。

番号3ですが、現在農地として利用されています。道路を挟んで西側には農地の広がりがありますが、残る3方向を宅地や川となっています。土盛りした後には農地として復元する計画のようです。周辺農地への影響もないことから、許可することに何ら問題はないと思われます。

番号4ですが、すでにハウスがあり、工事中です。農業委員の助言により申請に至った経緯があるとのこと。敷地内に分家住宅を建てた際に、納屋を取り壊し、新たに納屋を立てるものです。申請地は、宅地に囲まれ、周辺農地への影響もないことから、許可することに何ら問題はないと思われます。

番号5です。番号5の報告の前に議長にお願いがあります。この件につきましては、事務局で説明がありましたが、普段の内容とは少し違いがありますので、この報告が終わりましたら、委員の皆様にご意見を聞いていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

<議長了解する>

現地調査担当委員（津久井勝之） ありがとうございます。それでは報告いたします。事務局から配布のありました追加資料の写真を見ていただければわかるかと思ひますが、県道が通っている北側に羽田のライスセンターがございます。県道から見ますと農地は約5m程度、下手するともっと低いところにある状況であります。計画では表土を剥いで、土盛りをして、最終的には畑にすると思ひておりましたが、当日申請人からは、田んぼみたいなことを言っておりまして、はっきりしていないように思われる節がありました。少し不安ではあります、最終的に農業委員会としては、問題はないと思われます。

ただ、皆さんにお聞きしたいのは、事務局の説明でありました盛土のための3万立米を1年通して運搬してくることです。大型トラック1台がだいたい8立米だそうです。計算すると3750台になります。大規模な工事になります。こういう言い方をすると失礼になるかもしれませんが、土の確認をしないと非常に危ないものも入ってくることもあり得ます。周りには農地や住宅はありませんが、万一入っていたとしたら大変なことになってしまう恐れがあります。

私としましては、今の表土を元に戻して畑とするなら、許可相当になるのではと思ひますが、そのあたりを皆さんどのように判断するのかお聞きしたいと思ひます。以上よろしくお願ひします。

<木村委員挙手>

議長（鈴木 賢一） 木村委員。

木村 光一委員 ここで、暫時休憩をお願いしたいと思ひます。

議長（鈴木 賢一） それでは、暫時休憩といたします。

<休憩：午後2時～午後2時6分>

議長（鈴木 賢一） 会議を再開いたします。事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<森委員挙手>

議長（鈴木 賢一） 森委員。

森 隆道委員 以前にもこの様な土盛りについて議論したことがありますが、盛土の高さが1 mを超えるようですと、埋め立ての前後には水質調査などが義務付けられていると思う。そういうことを行政側ではやると思うが、今後監視していくのがいいのではないか。

議長（鈴木 賢一） その他にございますか。

<相馬委員挙手>

議長（鈴木 賢一） 相馬委員。

相馬 和恵委員 確認ですが、土の搬入が1年間続くということは、回数もかなりすごいことになるのではと懸念するところです。私の地域でもここまでではないですが、工事車両等が農道を通った時に陥没してしまい、大変な思いをしました。農作業への影響があることも踏まえ、周辺住民等への説明会の開催があるのかどうか心配です。

あと、この現地の状況ですが、この3筆だけが5 mくらい沈んでいるのでしょうか。また、土盛りをしたあとにいい農地にするために区画を整形することもどうなのかと思います。

事務局（菊池 貞浩） まず説明会ですが、今の段階ではわかりませんが、生活環境課の指導の下に行われると思いますので、後で確認をいたします。

この写真の黄色い線の部分だけが5 mくらい窪んでおりまして、委員おっしゃるとおりで、溝地となっています。今回その部分を盛土いたします。盛土は一旦剥いだ表土を最後に盛土の上に被せる方法で、作業しやすいようにやりたいと地主さんはおっしゃっていましたが、正確なところはまだわかっておりません。

この案件については、こうしたやり方、確認方法がいいのではないかという委員さんのご意見、ご提案が色々あるかと思いますが、事務局としましては、農地法上の問題はなく、受けざるを得ないということです。作業の監視については生活環境課と共に注視していきたいと思います。委員の皆様におかれましては、推進委員のお力をお借りする、毎月の現地調査の際に確認するなどにより対応いただきたいと思いますので、ご理解をお願いします。

議長（鈴木 賢一） 推進委員からの意見はございませんか。

<岩城推進委員挙手>

岩城 善広推進委員 この案件は土地利用というよりも盛土する土が心配だということで議論になっているということでもよろしいのでしょうか。

現地調査担当委員（津久井勝之） 先ほど現地調査担当委員として報告いたしましたが、疑問点は残土の質といいますか、それが問題であると思っています。盛土後の利用形態は農業委員会としては問題ではありません。やは

り盛土の質。周りに住宅や農地がなくても、水質汚染への恐れがないとは限りませんので、それを今回は重視すべきであると思います。

岩城 善広推進委員 相馬委員の道路に関係した質問や事務局の説明からは将来的に何か別なものに使われるのではないかというニュアンスを感じたことから、土だけの問題ではないとは思いましたが、何について皆さんが議論されている本質的なポイントなのかということで質問いたしました。

<木村委員挙手>

議長 (鈴木 賢一) 木村委員。

木村 光一委員 今推進委員さんの指摘のとおり、何を議論するのか。この案件については、現状では許可せざるを得ない状況の中、懸念材料が色々ありますが、そこを委員が協議して結論を出していくことが必要であります。

<佐藤委員挙手>

議長 (鈴木 賢一) 佐藤委員。

佐藤 孝委員 先ほど事務局から、毎月1回現地調査に入るかという話もありましたので、農業委員会としてその点をどのようにしていくのかという議論が必要だと思います。

事務局 (菊池 貞浩) この提案については、毎月1回現地調査班が車で回った際にこの現場を見ることは可能ではないかということですのでご協議いただければと思います。

議長 (鈴木 賢一) 今事務局から提案がありましたが、総会案件に係る現地調査が毎月1回ありますので、調査の際はこの現場を見て確認することとしたいがよろしいでしょうか。

<「はい」という声あり>

議長 (鈴木 賢一) 皆さんの承認を得ましたので、そのようにしていただきたいと思います。

それでは採決に入りたいと思います。

本議案について、申請番号1番から4番は原案のとおり許可することとし、また、5番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願います。

<委員14人起立>

議長 (鈴木 賢一) 賛成多数と認めます。

議案第3号については、申請番号1番から4番は原案のとおり許可することといたします。また、5番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとします。

次に議案第4号「農地法第5条許可後の事業計画変更申請について」を上程いたします。申請件数は1件です。事務局から説明を願います。

事務局 (長谷川慎弥) <総会資料説明 30ページ>

議 長 (鈴木 賢一) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員 (津久井勝之) 議案第4号の5条許可後の事業計画変更申請ですが、やむを得ない事情によりまして住宅を建てることができなかったということでもありますので仕方がないと思われまます。以上ご報告いたします。

議 長 (鈴木 賢一) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (鈴木 賢一) 推進委員からの意見はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (鈴木 賢一) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (鈴木 賢一) 全委員賛成と認めます。議案第4号は原案のとおり承認することといたします。

次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は4件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (長谷川慎弥) <総会資料説明 31～34 ページ>

議 長 (鈴木 賢一) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員 (津久井勝之) 調査結果についてご報告いたします。

番号1ですが、現地はよく管理されているようです。第4号議案でご報告した農地であります。一般住宅の建築を目的としていますが、南北が宅地、東側が道路となっており、周辺農地への影響もないことから、許可することに何ら問題はないと思われまます。

番号2番ですが、現地は管理されております。分家住宅を建てるということで、既存宅地に接しており、用途地域内で、周辺農地への影響も少ないと考えられることから、許可することに何ら問題はないと思われまます。

番号3ですが、現地はすでに駐車場、道路になっています。既存敷地も狭く、駐車スペースもないことから、やむを得ないものと判断しました。周辺農地への影響も軽微であると思われまますことから、許可することに何ら問題はないと思われまます。

番号4番です。すでに道路として利用しています。西側の宅地分譲の

際に申請するよう指導すべきだと感じました。隣接する農地もなく、影響はないと判断しました。許可することに何ら問題はないと思います。以上、ご報告いたします。

議長 (鈴木 賢一) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
<挙手なし>

議長 (鈴木 賢一) 推進委員からの意見はございませんか。
<挙手なし>

議長 (鈴木 賢一) それではほかに質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (鈴木 賢一) 全委員賛成と認めます。

議案第5号については、原案のとおり許可することといたします。

次に議案第6号「非農地証明願について」を上程いたします。申請件数は3件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 貞浩) <総会資料説明 35～37 ページ>

議長 (鈴木 賢一) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員 (津久井勝之) 調査結果についてご報告いたします。

番号1ですが、現地は宅地として利用されており、農地として利用した形跡も見られない状態であり、証明することに支障は無いと見てまいりました。

番号2の申請地も、現地は宅地として利用されており、農地として利用した形跡も見られない状態であり、証明することに支障は無いと見てまいりました。

番号3の申請地は、山林として管理されています。農地として利用した形跡も見られない状態であり、証明することに支障は無いと見てまいりました。以上ご報告いたします。

議長 (鈴木 賢一) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
<挙手なし>

議長 (鈴木 賢一) 推進委員からの意見はございませんか。
<挙手なし>

議長 (鈴木 賢一) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

ます。

<全委員起立>

議長 (鈴木 賢一) 全委員賛成と認めます。

議案第6号は原案のとおり証明することといたします。

次に議案第7号「大田原市空き家等に付属した農地の別段面積取扱い基準の設定について」を上程いたします。事務局から説明を願います。

事務局 (宇津野 豊) 議案第7号については、10月21日に開催しました総会で一度皆様にこの基準の概要についてご協議をいただいたところであり、その後、11月16日の市長、副市長協議を経て、法令文書の確認をいたしまして、今回議案を上程させていただいたところであり、先日の協議で「空き家等に付属した農地の別段面積は、1アール。」並びに「5年以上継続して耕作することの誓約書」としたことについて、何ら変更はございません。詳細につきましては菊池係長よりご説明いたしますのでご審議のほどよろしくお願います。

事務局 (菊池 貞浩) <総会資料説明 38～44 ページ>

議長 (鈴木 賢一) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (鈴木 賢一) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (鈴木 賢一) 全委員賛成と認めます。

議案第7号については、原案のとおり承認することといたします。

次に議案第8号「大田原市農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」を上程いたします。事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 貞浩) <総会資料 45～51 ページ、別冊補助資料説明>
<唐橋委員入室>

議長 (鈴木 賢一) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (鈴木 賢一) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (鈴木 賢一) 全委員賛成と認めます。

議案第8号については、原案のとおり承認することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。
次にその他に入ります。農業委員、推進委員の皆様からご意見、ご要望等ありましたらお願いします。

<挙手なし>

議長（鈴木 賢一） 皆さまからないので、以上をもちまして第18回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時56分 閉会